

20220121【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 95：一部地域・都市の警戒レベルの引き上げ）（1月20日発表）

【ポイント】

- 1月20日、フィリピン政府は、1月21日から1月31日までの一部地域・都市の警戒レベルの変更を発表しました。
- これにより、ビサヤ地域では、北サマル州が警戒レベル4、シキホール州が警戒レベル3に引き上げられました。その他のビサヤ地域は引き続き警戒レベル3に置かれています。

【本文】

1 1月20日、フィリピン政府は1月21日から1月31日までの一部地域・都市の警戒レベルの変更を発表しました。

2 ビサヤ地域については以下のとおりとなります。

(1) 警戒レベル4

- ・地域8（東ビサヤ地域）：北サマル州

(2) 警戒レベル3

・地域6（西ビサヤ地域）：イロイロ市、イロイロ州、バコロド市、西ネグロス州、ア克蘭州、カビズ州、アンターケ州、ギマラス州

・地域7（中部ビサヤ地域）：セブ市、マンダウエ市、ラプラプ市、ボホール州、セブ州、東ネグロス州、シキホール州

・地域8（東ビサヤ地域）：オルモック市、タクロバン市、ビリラン州、東サマル州、レイテ州、南レイテ州、西サマル州

3 ビサヤ地域以外の地域・都市の警戒レベルの変更の詳細に関しては、以下の発表にてご確認ください。

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）の一部地域・都市の警戒レベルの再変更に関するフィリピン大統領府発表

[https://pcoo.gov.ph/news\\_releases/iatf-escalates-four-provinces-to-alert-level-4-several-areas-to-alert-level-3/](https://pcoo.gov.ph/news_releases/iatf-escalates-four-provinces-to-alert-level-4-several-areas-to-alert-level-3/)

4 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●在フィリピン日本国大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00309.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html)

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ（本登録）」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ（本登録）」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話：（市外局番 032） 231-7321

FAX：（市外局番 032） 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)